

いじめを引き起こす心理-社会的プロセスの分析

—アルバート・バンデュラの Moral Disengagement 理論に基づく質問紙調査を用いて—

An Analysis of Psychosocial Processes of Bullying: Based on a Questionnaire Survey
Applying Albert Bandura's Moral Disengagement Theory

よこお あきこ よしくに よういち
横尾 暁子 吉國 陽一

<要旨>

本研究の目的はいじめを引き起こす心理-社会的プロセスを質問紙調査により、分析することである。先行研究において、いじめは社会的文脈の中で生じる集団的な性質をもつ現象であることが示唆されてきた。そうしたいじめの性質を踏まえ、本研究ではアルバート・バンデュラの moral disengagement 理論を枠組みとした質問紙調査を作成した。Moral disengagement とは人が非人間的な振る舞いを犯しながら、自尊感情を保ち、自分自身に満足してられるメカニズムであり、個人の心と社会的文脈との密接な相互関係の中で生じる心理-社会的プロセスとして概念化されていることにその特徴がある。調査は首都圏の大学に在籍する大学生 94 名を対象に実施し、被害者、加害者、仲裁者という 3 つの役割でいじめにかかわった経験があるかどうかを尋ね、該当する場合にいじめについての道徳的判断や周囲の社会的文脈についての捉え方について尋ねた。調査の結果、傍観経験者と加害経験者においては集団内の他者への同調のメカニズムによって moral disengagement が生じ、仲裁経験者においては moral disengagement が生じないことが示唆され、本研究の仮説を概ね支持するものであった。ただし、調査項目の設定や回答方法の限界により、社会的文脈からの影響と個人の道徳的判断の相互関係にまで踏み込んだ分析を行うことができず、課題として残った。

<キーワード>

いじめ、心理-社会的プロセス、道徳的判断、Moral disengagement、同調

I. 研究目的とその理論的背景

1. 被害者-加害者を越えた社会的文脈の中でいじめを理解すること

本研究の目的は質問紙調査によっていじめを引き起こす心理-社会的プロセスを回顧的に再構成し、分析することである。調査対象者がいじめにかかわる際の役割として仲裁者、傍観者、加害者の三つを設定し、社会的文脈が個人の道徳的判断に影響を与えたプロセスを推測するために、それぞれの役割を担う個人の道徳的判断と、集団内の他者がそのいじめに対して与えた道徳的判断についての当該個人の捉え方の関係性を考察する。本研究の調査における理論的枠組みとしてはアルバート・バンデュエラの *moral disengagement*(道徳的判断の麻痺)¹理論を用いる。

従来のいじめ研究において、いじめは加害者と被害者の関係に留まらない集団的な現象であることが示唆されてきた。例えば、個人の道徳性や社会性指標といじめ行動との間に明確な相関関係が認められないという事実が指摘されている。子どもや若者のいじめの社会認知的基盤についての研究をレビューしたハイメルらの論文によれば、道徳的推論能力や認知的共感性、感情的共感性等の指標といじめ行動との間の相関関係はそれぞれの研究における指標の設定の仕方やジェンダー等の条件によって異なり、一貫性のある結果が見られなかった(Hymel et al., 2010)。これらの研究において、道徳性はそれが実際に機能する社会的文脈から抽象された個人の能力として扱われている。このようにして計測された道徳性といじめ行動の間に明確な相関関係が見られないということは、加害者個人の道徳性を越えた社会的文脈の影響力がいじめ現象の生起において重要な役割を果たしていることを指し示しているといえる。社会心理学の知見が示すように、人間が犯す悪はしばしば個人の道徳性の欠如よりも状況の力によって引き起こされるのである(ミルグラム, 2012; ジンバルドー, 2015)。

いじめを取り巻く具体的な社会的文脈として、加害者と被害者に留まらず、傍観者等を含む多様な立場の存在が先行研究において指摘されている。スチュワートらの研究は傍観者が社会的な構造(*architecture*)としていじめを引き起こす上で能動的な役割を負っており、被害者、加害者、傍観者の役割は一体的に生じるものであると述べている(Stuart et al., 2010)。いじめにおける傍観者の行動といじめが生起する頻度との関係性を調査したサルミヴァリらの研究においては傍観者による加害者の行動の強化はいじめの頻度と正の相関を示したのに対し、被害者の擁護は負の相関を示したという(Salmivalli et al., 2011)。サルミヴァリらの研究やサトンとスミスの研究は加害者、被害者とともにいじめを構成する多様な役割として、加害者を後押しする者、加害者を援助する者、被害者を守ろうとする者、部外者として振る舞う者の存在について指摘している(Salmivalli et al., 1996; Sutton & Smith, 1999)。

日本のいじめ研究の第一人者である森田も被害者、加害者、観衆、傍観者からなるいじめの四層構造モデルにより、いじめの集団的性質を指摘している。森田によれば、いじめを見て見ぬふりをする傍観者や直接手を下さないものの積極的に是認する観衆の存在によって被害者は

孤立し、抑止力を欠いたままいじめは進行していく。いじめを止める仲裁者の存在はいじめの抑止力となるが、小学校段階から中学校段階にかけて仲裁者が増加するイギリスやオランダと対照的に日本は仲裁者が減少し、被害が長期化する傾向があるという(森田, 2010)。北欧と日本のいじめを比較した正高によれば、北欧では加害者個人の逸脱的な価値観がいじめを引き起こす上で重要な役割を果たすのに対し、日本では加害行為の中心にいる生徒が必ずしも現象の本質に占めるウェイトが高いとは言えず、周囲に迎合する「付和雷同派」によって支えられる傾向があるという(正高, 1998)。このことは、日本のいじめの特質として、社会的文脈の影響力が特に強いことを示唆していると言える。荻上はこうしたいじめ研究におけるいじめを引き起こす社会的文脈への注目の流れを個人モデルから環境モデルへの移行という言葉で表現している。荻上はいじめの理解において個人の資質の問題だけではなく、環境要因が集団心理などにも大きな影響力をもつことに目を向けなければならないと述べている(荻上, 2018)。

先行研究から示唆されるのは、いじめにかかわる個人の判断や行為は社会的文脈の中に埋め込まれており、いじめが生じる集団において共有される価値観やその集団における社会的関係等の影響から切り離すことはできないということである。本研究ではいじめが個人とその個人を取り巻く社会的文脈との間で生じる心理-社会的プロセスによって引き起こされる現象であるという仮説に基づき、当該のプロセスを分析することを試みる。いじめにかかわる参加者の役割は先行研究において、いじめに間接的にかかわる者の態度(加害者に肯定的な態度をとるか、被害者を擁護する態度をとるか)をめぐって分類の仕方に幅があるものの、いじめの直接の当事者である被害者と加害者、間接的にかかわる傍観者、いじめを止める役割を果たす仲裁者の存在を指摘する点では概ね共通しているといえる。本研究では被害者を除く加害者、傍観者、仲裁者それぞれの役割にある者を研究対象とする。

2. Moral disengagement 理論とそのいじめ研究への適用における課題

いじめを引き起こす心理-社会的プロセスの分析という目的のために、本研究ではアルバート・バンデューラの moral disengagement 理論を分析枠組みとして用いる。

Moral disengagement とは人が非人間的な振る舞いを犯しながら、自尊感情を保ち、自分自身に満足していただけることを可能にするメカニズムである。バンデューラ(2002; 2016)によれば、道徳的基準(moral standard)や道徳的推論(moral reasoning)は直接道徳的行為につながるわけではない。Moral disengagement の概念の下に包摂される複数の心理-社会的な戦略によって、人は非人間的行為を犯しながら良心の呵責から逃れることが可能になるのである。バンデューラ(1991)によれば社会的環境から暴力などの有害な行為に向けての誘因が働き、良心との葛藤が大きくなると、人は moral disengagement によってその葛藤を解消しようとする。Moral disengagement は人の道徳的な基準を変更するのではなく、そうした基準を迂回したり、有害な行いから道徳性を取り除いたり、自らの責任を回避するための手段を提供するのである。

Moral disengagement 理論は道徳性を個人の心理内的プロセスとしてではなく、社会的文脈との関係の中で生じる心理-社会的プロセスとして概念化している。前述のハイメルらのレビュー論文において、個人の道徳性にかかわる指標といじめ行動との間には安定した相関関係が見いだされなかった一方で、いじめ行動との間に最も安定した相関関係が見られた指標は moral disengagement にかかわるものであったという (Hymel et al., 2010)。このように、moral disengagement 理論の基本的前提はいじめにかかわる個人の道徳的判断を社会的文脈に埋め込まれたものとする本研究の仮説と一致しているといえる。

Moral disengagement 理論はバンデュエラの社会的認知理論 (social cognitive theory) を背景として提唱されている。バンデュエラ (2001) によれば社会的認知理論は人間の行為主体性 (agency) を社会的構造と相互依存的に作用するものとする。経済的条件や社会経済的地位といった社会構造的要因は翻って個人的願望や有能感、感情的状態といった心理的メカニズムを通して個人の行動へと変換され、そうした個人の行動が翻って社会的構造を創造する。

バンデュエラ (2016) は moral disengagement を行動の場 (behavior locus), 行為主体性の場 (agency locus), 結果の場 (outcome locus), 被害者の場 (victim locus), という四つの場 (locus) において生じる 8 つの心理-社会的メカニズムとして説明する。

行動の場においては有害な手段が社会的、道徳的目的を付与されることで善きものと解釈される。行動の場で働く心理-社会的メカニズムとしては道徳的目的等の大義名分によって有害な手段を正当化する「道徳的正当化 (moral justification)」, 他の道徳的問題との功利主義的な比較によって非道徳的行為を正当化する「都合のよい比較 (advantageous comparison)」, 言語的ラベリングによって行為の非道徳性を中和し、隠蔽する「婉曲的なラベリング (euphemistic labeling)」の三つが挙げられる。

行為主体性の場では行為者としての責任が回避される。行為主体性の場で働く心理-社会的メカニズムとしては責任の所在を外部の権威など、他に転嫁することで自らの主体的役割を最小化する「責任の置き換え (displacement of responsibility)」, 集団の細分化された活動の中で自らの主体的役割を曖昧に見積もる「責任の拡散 (diffusion of responsibility)」の二つが挙げられる。

結果の場では加害者が自らの行為の有害な帰結を認めなかったり、最小化したり、歪めたりそれについて争ったりする。結果の場で働く心理-社会的メカニズムは「結果の軽視または歪曲 (Disregard or distortion of consequences)」である。

被害者の場では加害者が被害者を貶めることによって良心の呵責を軽減する。被害者の場で用いられる心理-社会的メカニズムとしては被害者側に被害を招く要因があると考えることにより、自らの非道徳的行為を正当化する「被害者への帰責 (attribution of blame)」と被害者を非人間的な存在と考えることにより、自らの非道徳的行為を正当化する「被害者の非人間化 (dehumanization)」の二つが挙げられる。

近年の研究において、Moral disengagement 理論は企業不正や犯罪学など、様々な分野での適

用が進められているが、いじめ研究の領域においても重要なパラダイムの一つとして定着しつつある。例えば *moral disengagement* を行う個人の傾向性に加えて、集団の傾向性の双方がいじめ行動と高い相関性にあることを明らかにした研究(Gini et al., 2014)、いじめに対する傍観者の態度と *moral disengagement* を行う傾向性の関係性を明らかにした研究(Obermann, 2011)、いじめの加害者や傍観者に限らず、被害者も自らの自己防衛のために悪意のある攻撃者の意図を *moral disengagement* のメカニズムによって悪意のないものとして理解する傾向があることを示した研究 (Antelo et al., 2019)などが挙げられる。

しかし、これらの先行研究においては *moral disengagement* が個人や集団に内在する特性(trait)や傾向性(disposition)として解釈され、バンデューラが本来意図していた意味での心理-社会的プロセスとして捉えられていないという課題が存在する。

Moral disengagement 理論に基づく様々な領域の経験的研究をレビューしたムーアの論文によれば、バンデューラが *moral disengagement* をプロセスとして捉えていたのとは対照的にこれまでの経験的研究の中では個人間の違いを説明する特性や傾向性として用いられてきたという(Moore, 2015)。シャエファーとボウメスターは *moral disengagement* 理論を適用したビジネス分野の研究のレビューに基づき、プロセスとしての *moral disengagement* と道徳的に *disengage* する傾向性(propensity to morally disengage)は異なる概念であるにもかかわらず、先行研究の中で区別なく用いられてきたと批判する。シャエファーとボウメスターによれば、多くの先行研究において二つの概念が明確に区別されていないために、研究の理論的モデルと経験的研究における取り扱い方に不一致が見られるという。シャエファーとボウメスターはプロセスとしての *moral disengagement* の概念を明確化することによって今後の経験的研究への示唆を提示している。シャエファーとボウメスターはその場で展開する *moral disengagement* のプロセスを直接観察することができずとも、被験者に過去の非倫理的なふるまいを振り返らせることによって、過去に展開していたはずのプロセスを再構成することができると述べている(Schaefer & Bouwmeester, 2020)。

いじめ研究においてもバンデューラが概念化した社会的文脈と個人とのダイナミックな相互依存関係の中で生じる心理-社会的プロセスとして *moral disengagement* を記述し、分析するという課題が残されているといえる。本研究では加害者、傍観者、仲裁者それぞれの立場における心理-社会的プロセスとして *moral disengagement* を記述し、分析することを目指す。

3. 本研究における課題設定と仮説

以上のような先行研究における状況を踏まえ、本研究ではいじめを *moral disengagement* によって引き起こされる心理-社会的プロセスとして捉え、分析するという課題を設定する。

Moral disengagement をプロセスとして分析にするにあたり、シャエファーとボウメスターがそのプロセスを直接観察することができずとも、被験者に過去を振り返らせることにより、当

該プロセスを再構成することができる」と述べていることは示唆的である。本研究ではシャエフアーとボウメスターによって示唆された方向性に依拠して、いじめを引き起こすプロセスとしての *moral disengagement* を回顧的に再構成することを目的とした質問紙調査を実施する²。

本研究では調査対象者に対していじめにかかわる際の個人としての道徳的判断だけでなく、集団内の他者が同じいじめ行為をどのように捉えていたかを合わせて質問することによって心理-社会的プロセスとしての *moral disengagement* を再構成し、分析することを試みる。前述のように、バンデューラ(2001)は社会構造的要因が個人的願望や有能感、感情的状態といった心理的メカニズムを通して個人の行動へと変換されると述べていた。回顧的に再構成された心理-社会的プロセスとしての *moral disengagement* を分析するにあたっては、個人の判断の中に社会的文脈が与えた影響の痕跡を見出す必要がある。本研究ではこうした理論的前提を踏まえ、いじめにかかわる個人としての道徳的判断が社会的文脈としての集団内の他者の道徳的判断についての当該個人の捉え方にどのように影響されたかを明らかにすることを試みる。

シャエフアーとボウメスターはバンデューラの示した 8 つのメカニズムが *moral disengagement* のリストを提示する外延的定義に留まるものであり、この 8 つのメカニズム以外のものも包摂できるよう *moral disengagement* のプロセスについてより包括的に再概念化していく必要があると述べていた(Schaefer & Bouwmeester, 2020)。そこで、*moral disengagement* 理論を日本におけるいじめの分析に適用するにあたり、バンデューラのいう 8 つのメカニズムに日本のいじめを特徴づける同調のメカニズムを加えることを提案したい。正高(1998)が国際比較に基づいて指摘するところによれば、日本のいじめの特徴として関係者の個人としての道徳的判断が占める重要性が特に低く、他者の判断や空気に対する同調によって集団的に生じる傾向が強いという。正高によれば日本のいじめにおいては個人が周囲の様子を見ながら態度を決めるため、傍観者としていじめに同調する者の比率によっていじめが定着するか否かが変わるといえる。主にアメリカの文化を背景としたバンデューラの *moral disengagement* 理論においては社会的文脈からの影響の下で歪みが生じるものの、少なくとも主観的には個人が道徳的な善悪の判断に基づいて行為していると自覚していることが前提とされている。他方で、同調のメカニズムにおいてはそもそも個人として道徳的判断を下し、行為に対して責任を負うべきであるという規範が前提とされていない。同調のメカニズムを分析枠組みの中に組み込むことで *moral disengagement* 理論を日本のいじめの文脈に即して適用することができると考えられる。

本研究においては *moral disengagement* のプロセスにおいて個人は、加害や傍観といった行為を善ととらえるか悪ととらえるかという善悪の判断とともに、そうした善悪の判断における根拠という 2 つの側面において社会的文脈からの影響を受けていると仮定する。前述のように、日本のいじめは同調のメカニズムによって生じる傾向があるために善悪の判断についてもいじめが起きた集団内で自分の行為に同調する者の比率に左右されるところが多いと予想される。また、善悪の判断の根拠についてはバンデューラの提示する 8 つのメカニズム前述の同調のメカ

ニズムを参照して項目を作成する。こうした判断は心理-社会的プロセスとしての *moral disengagement* の性質を踏まえれば、社会的文脈の中で用いられる言説を何らかの形で流用するか、そうした言説に影響されて形成されていると考えられる。そこで、質問紙調査における質問項目は主として(A)自己の善悪の判断（自分はその行為を善ととらえるか悪ととらえるか）および(B)他者の賛否についての解釈（他者は自分の行為に賛成すると思うか）、そして(C)善悪の根拠に関する自己の判断（なぜ自分はその行為を善または悪と考えるのか）および(D)善悪の根拠に関する他者の判断についての解釈（なぜ他者はその行為を善または悪と考えると思うか）という4つの要素にかかわる内容で構成した。

以上を踏まえて、本研究における仮説を整理しておきたい。本研究では仲裁者、傍観者、加害者という3つの役割に区分し、それぞれの役割でいじめにかかわる個人としての道徳的判断と集団内の他者の道徳的判断についての当該個人の捉え方の関係性を分析する。その中で、傍観者及び加害者においては他者の判断や空気への同調という形で *moral disengagement* が行われると予想される。そのため、個人としての道徳的判断と集団内の他者の道徳的判断に対する捉え方が一致、または類似する結果になることが予測できる。また、仲裁者においてはそもそも *moral disengagement* が生じず、周囲の道徳的判断の影響から相対的に自立した個人の道徳的判断が行われると予想される。そのため、個人としての道徳的判断と集団内の他者の道徳的判断に対する捉え方は異なるものになると予測できる。

II. 方法

1. 調査対象と調査時期

首都圏の大学に在籍する学生を対象として2020年6月から7月の期間にWeb調査を実施した。回答協力者は94名（男性30名・女性63名・回答を控える1名）で平均年齢は19.87歳（*SD*=1.10）であった。

2. 手続きと倫理的配慮

授業の担当教員により授業後の時間を使って調査について説明がなされた。調査は無記名式で行い、回答は任意であること、目的や個人情報保護など研究の趣旨や守秘義務についての説明を行った。さらに、項目によって回答したくない場合はしなくてもよいことを伝え、web調査のURLを伝達し調査フォームへのアクセスと回答の依頼をした。なお、本研究は田園調布学園大学研究倫理委員会による審査によって承認を受けた（承認番号21-008(A)）。

3. 調査項目

質問項目は、フェイスシート、他者同士のいじめへの遭遇やいじめ加害の経験の有無、いじ

めに対する自己認識、所属集団内の他者についての認識について回答を求めた。なお、調査では、具体的ないじめの例示はせずに、調査協力者の主観によるいじめ経験について回答を求めた。時期としては、幼稚園児や保育園児の頃・小学生の頃・中学生の頃・高校生の頃・大学生のうち、直近の経験を想起するよう求めたところ、多くが小学生の頃および中学生の頃を想起するという結果であった。そのため今回のいじめを引き起こすプロセスの検討において、時期を変数として扱うことはしない。

(1)フェイスシート

性別、年齢について尋ねた。

(2)他者同士のいじめへの遭遇について

他者同士のいじめ場面に遭遇した経験の有無について尋ねた。他者同士のいじめ場面に遭遇した経験がある場合は、いじめの仲裁経験の有無について尋ね、仲裁をした場合および仲裁をしなかった場合それぞれの自己認識および所属集団内の他者に関する認識について以下のように回答を求めた。

・A：自己の善悪の判断（仲裁および傍観行為について）

仲裁行為および傍観行為に至った際の自身の善悪の判断として、「1自分は良いことだと思っていた」「2自分は良いか悪いかはわからなかった」「3自分は悪いことだと思っていた」の3つの選択肢から回答を求めた。

・B：他者の賛否についての解釈（仲裁および傍観行為について）

仲裁行為および傍観行為に対する他者の賛否を、仲裁者や傍観者自身がどのようにとらえていたかについて、「1いじめに直接かかわっていない人たちのほとんどが反対していると感じていた」「2賛成の人も、反対の人もいると感じていた」「3いじめに直接かかわっていない人たちのほとんどが賛成していると感じていた」「4いじめに直接かかわっていない人たちのことはわからなかった」の4つの選択肢から回答を求めた。

・C：善悪の根拠に関する自己の判断（自身の仲裁および傍観行為について）

いじめを仲裁した場合には、自身がいじめを仲裁した理由について、回答を求めることとした。選択肢は、いじめについて抱く一般的な判断に関連する項目に加え、「I. 研究目的とその理論的背景」の「3. 本研究における課題設定と仮説」において考察した日本人のいじめを特徴づける他者の判断や空気への同調に対応するものとして「空気に逆らわない」という項目も含めた以下5項目とした（複数選択可能）。すなわち「いじめを止めることは、正しいことだと思っていたから」「いじめを止めることで、自分が得をしようと思っていたから」「いじめられている人がかわいそうだと思っていたから」「いじめを行わない空気に逆らわないほうが良いと思っていたから」「その他」の5項目であった。

いじめを傍観した場合には、自身がいじめを傍観した理由について、回答を求めることとした（複数選択可能）。選択肢は、上記5項目に、「いじめを行う空気に逆らわないほうが良いと思っていたから」の項目と、Bandura(2002, 2016)の唱えた moral disengagement の8つのメカニズムに対応する以下8項目を加えた合計14項目とした（複数選択可能）。8項目とは、「いじめることには大義名分があり、正当化されると思っていたから（道徳的正当化）」「いじめは正しいことではないが、メリットもあり、必要悪であると思っていたから（都合のよい比較）」「いじめではなく別の行為（ケンカ、いじり、ふざけ合いなど）であると思っていたから（婉曲的なラベリング）」「自分は主体的にいじめに加担しているわけではなく、いじめを行っている人に責任があると思っていたから（責任の置き換え）」「自分は見ているだけで、そのことがいじめにつながっているとは思わなかったから（責任の拡散）」「相手はそんなに嫌がっていない（または楽しんでいる）」「相手にもいじめられる原因があると思っていたから（被害者への帰責）」「相手は最低の人間でいじめられて当然だと思っていたから（被害者の非人間化）」であった。

・D：善悪の根拠に関する他者の判断についての解釈（他者のいじめのとりえ方の認識）

遭遇したいじめについて、いじめに直接かかわっていない人がどのように考えているかについて、前項で挙げた「善悪の根拠に関する自己の判断」の項目に可能な限り対応するように回答選択肢を作成し、回答を求めた。すなわち、「いじめを止めることは正しい」「いじめを止めると、止めた人が得をする」「いじめられている人がかわいそう」「いじめを行わない空気に逆らわないほうが良い」「いじめを行う空気に逆らわないほうが良い」「いじめることには大義名分があり、正当化される」「いじめは正しいことではないが、メリットもあり、必要悪である」「いじめではなく別の行為（ケンカ、いじり、ふざけ合いなど）である」「自分は主体的にいじめに加担しているわけではなく、いじめを行なっている人に責任がある」「自分は見ているだけで、そのことがいじめにつながっているとは思っていない」「相手はそんなに嫌がっていない（または楽しんでいる）」「相手にもいじめられる原因がある」「相手は最低の人間でいじめられて当然だ」「その他」の14項目であった。

(3)いじめ加害の経験の有無について

人をいじめた経験の有無について尋ねた。いじめた経験がある場合は、その時の自己認識および所属集団内の他者についての認識について以下のように回答を求めた。

・A：自己の善悪の判断（いじめ加害行為について）

加害に至った際の自身の善悪の判断として、仲裁および傍観行為と同様に3つの選択肢から回答を求めた。

・B：他者の賛否についての解釈（いじめ加害行為について）

加害行為に対する他者の賛否を加害体験者自身がどのようにとらえていたかについて、仲裁

および傍観行為と同様に 4 つの選択肢から回答を求めた。

- ・ C：善悪の根拠に関する自己の判断（自身の加害行為について）

自身がいじめ加害に関わった理由について、回答を求めた（複数選択可能）。なお回答選択肢は、傍観行為と同様とし、以下の 2 項目は 加害経験をしたという状況に即した内容に修正したものをを用いた。すなわち、責任の置き換えに対応する項目は「自分は主体的にいじめに加担しているわけではなく、指示されたことをやっているだけだと思っていたから」とし、責任の拡散にあたる項目は「自分は少しふざけただけで、そのことがいじめにつながっているとは考えていなかったから」とした。

- ・ D：善悪の根拠に関する他者の判断についての解釈（他者のいじめのとりえ方の認識）

いじめ加害について、いじめに直接かかわっていない人がどのように考えていると自身は思っていたかについて、回答を求めた（複数選択可能）。なお回答選択肢は、仲裁および傍観行為と同様の 14 項目とした。

- ・ 自由記述

いじめの予防や仲裁実行に必要な事物について、「いじめを防ぐために一番必要なもの・ことは何だと思いますか」「いじめを仲裁するために一番必要なもの・ことは何だと思いますか」という問いに対して、自由記述で回答を求めた。

Ⅲ. 結果および考察 1

1. いじめに関する経験による分類

いじめに関する経験について回答を求め、内容によって調査協力者を分類した (Table 1)。他者同士のいじめ場面への遭遇の経験の有無について全員に回答を求めたところ、いじめ場面への遭遇経験があるのは 55 名、経験がないのは 39 名であった。いじめ場面への遭遇経験がある場合には、さらにいじめの仲裁について尋ね、仲裁をした経験のある 11 名は仲裁経験者、仲裁をした経験のない 44 名は傍観経験者として分類した。またいじめ加害の経験の有無についても全員に回答を求めたところ、いじめ加害の経験があるのは 25 名、経験がないのは 69 名であった。なお、仲裁経験と傍観経験は重複しないが、仲裁経験および傍観経験は、加害経験との重複がありうる。加害経験者 25 名のうち、仲裁経験者は 3 名、傍観経験者は 17 名、他者同士のいじめ場面への遭遇経験無しは 5 名であった。

Table 1. 他者同士のいじめ場面への遭遇経験およびいじめ加害経験の有無

他者同士のいじめ場面への遭遇	経験あり(人)		経験なし(人)
	仲裁	傍観	
	11	44	39
いじめ加害	経験あり(人)		経験なし(人)
	3	17	

2. 他者同士のいじめ場面へ遭遇した際の周囲および自身の認識

(1) 仲裁した際のいじめに対する認識

他者同士のいじめ場面で仲裁をした際に、周囲の人々（いじめに直接関わっていない人々）がそのいじめをどのように考えているか、また自分自身がどのように考えていたかについて回答結果を示した(Table 2)。仲裁した本人の認識としては、「いじめを止めることは正しい（6名）」「いじめられている人がかわいそう（6名）」の回答が多い一方で、周囲の人々のとらえかたの認識としては、「相手にもいじめられる原因がある（6名）」「いじめを行う空気に逆らわないほうが良い（5名）」の順に回答が多いという結果であった。

Table 2. 仲裁経験者におけるいじめに対する周囲の態度および自分の認識（ $n=11$ ）（複数回答可）

項目	周囲の態度の認識 (当時周認識)		仲裁をした理由 (当時の認識)	
	人数	(%)	人数	(%)
いじめを止めることは正しい	0	0.00	6	54.55
いじめを止めると、止めた人が得をする/自分が得をする	0	0.00	1	9.09
いじめられている人がかわいそう	4	36.36	6	54.55
いじめを行わない空気に逆らわないほうが良い	0	0.00	1	9.09
いじめを行う空気に逆らわないほうが良い	5	45.45	-	-
いじめることには大義名分があり、正当化される	1	9.09	-	-
いじめは正しいことではないが、メリットもあり、必要悪である	0	0.00	-	-
いじめではなく別の行為(ケンカ、いじり、ふざけ合いなど)である	1	9.09	-	-
自分は主体的にいじめに加担しているわけではなく、いじめを行っている人に責任がある	0	0.00	-	-
自分は見ているだけで、そのことがいじめにつながっているとは思っていない	3	27.27	-	-
相手はそんなに嫌がっていない(または楽しんでいる)	0	0.00	-	-
相手にもいじめられる原因がある	6	54.55	-	-
相手は最低の人間でいじめられて当然だ	0	0.00	-	-
その他	0	0.00	4	36.36

(2) 仲裁の際の他者の賛否および自己の善悪の判断

仲裁経験者が認識した、自分のとった行動（仲裁行為）に対する他者の賛否と自己の善悪の判断について Table 3 に示した。

Table 3. 仲裁の際に感じた他者の賛否および自己の善悪の判断

他者の賛否 (人数)	自己の善悪の判断 (人数)			合計
	良いことだと 思っていた	良いか悪いかは 分からなかった	悪いことだと 思っていた	
分からなかった	1	1	0	2
ほとんどが反対していると感じていた	0	1	0	1
賛成の人も、反対の人もいると感じていた	3	2	0	5
ほとんどが賛成していると感じていた	3	0	0	3
合計	7	4	0	11

他者の賛否の感じ方としては、「賛成の人も、反対の人もいると感じていた（5名）」、「ほとんどが賛成していると感じていた（3名）」の順で回答が多く、ほとんど賛成という雰囲気を感じていたと回答した場合（3名）は全て、自身の善悪の判断としても「良いことだと思っていた」と回答するという結果であった。賛否を感じていたと回答した協力者は、自身の善悪の判断としては、「良いことだと思っていた（3名）」と「良いか悪いかは分からなかった（2名）」に分かれる結果となった。仲裁経験者全体における自身の仲裁行為の善悪の判断については、「良いことだと思っていた」という回答が11名中7名であり、残りの4名は「良いか悪いかは分からなかった」と回答した。

(3)傍観した際のいじめに対する認識

他者同士のいじめ場面で傍観をした（仲裁しなかった）際に、周囲の人々（いじめに直接関わっていない人々）がそのいじめをどのように考えていると思っていたか、また自分自身がどのように考えていたかについて回答結果を示した(Table 4)。傍観した本人の認識としては、「いじめを行う空気に逆らわないほうが良い（16名）」の回答が多い一方で、周囲の人々のとらえかたの認識としては、「相手にもいじめられる原因がある（16名）」「自分は見ているだけで、そのことがいじめにつながっているとは思っていない（14名）」の順に回答が多いという結果であった。

Table 4. 傍観経験者におけるいじめに対する周囲の態度および自分の認識（ $n=44$ ）（複数回答可）

項目	周囲の態度の認識 (当時周認識)		仲裁しなかった理由 (当時の認識)	
	人数	(%)	人数	(%)
いじめを止めることは正しい	4	9.09	-	-
いじめを止めると、止めた人が得をする	1	2.27	-	-
いじめられている人がかわいそう	11	25.00	-	-
いじめを行わない空気に逆らわないほうが良い	0	0.00	-	-
いじめを行う空気に逆らわないほうが良い	11	25.00	16	36.36
いじめることには大義名分があり、正当化される	5	11.36	0	0.00
いじめは正しいことではないが、メリットもあり、必要悪である	3	6.82	6	13.64
いじめではなく別の行為(ケンカ、いじり、ふざけ合いなど)である	12	27.27	9	20.45
自分は主体的にいじめに加担しているわけではなく、いじめを行っている人に責任がある	6	13.64	10	22.73
自分は見ているだけで、そのことがいじめにつながっているとは思っていない	14	31.82	5	11.36
相手はそんなに嫌がっていない(または楽しんでいる)	3	6.82	2	4.55
相手にもいじめられる原因がある	16	36.36	8	18.18
相手は最低の人間でいじめられて当然だ	1	2.27	0	0.00
その他	3	6.82	11	25.00

(4)傍観の際の他者の賛否および自己の善悪の判断

傍観経験者が認識した、自分のとった行動（傍観行為）に対する他者の賛否と自己の善悪の判断について Table 5 に示した。

Table 5. 傍観の際に感じた他者の賛否および自己の善悪の判断

他者の賛否 (人数)	自己の善悪の判断 (人数)			合計
	良いことだと思っていた	良いか悪いかは分からなかった	悪いことだと思っていた	
分からなかった	1	6	7	14
ほとんどが反対していると感じていた	0	3	3	6
賛成の人も、反対の人もいると感じていた	0	8	8	16
ほとんどが賛成していると感じていた	0	7	1	8
合計	1	24	19	44

他者の賛否の感じ方としては、「賛成の人も、反対の人もいると感じていた（16名）」、「分からなかった（14名）」、「ほとんどが賛成していると感じていた（8名）」、「ほとんどが反対していると感じていた（6名）」という順に回答が多く、自身の傍観行為の善悪の判断としては、「良いことだと思っていた」と回答した1名を除いた全ての協力者が「悪いことだと思っていた（19名）」と「良いか悪いかは分からなかった（24名）」のどちらかに回答するという結果であった。周囲の雰囲気は「賛成の人も、反対の人もいると感じていた」「分からなかった」「ほとんどが反対していると感じていた」と回答した場合は、自分の善悪の判断として「良いか悪いかは分からなかった」と「悪いことだと思っていた」がほぼ同数になったが、周囲の雰囲気を「ほとんどが賛成していると感じていた」と回答した場合のみ、「悪いことだと思っていた（1名）」よりも「良いか悪いかは分からなかった（7名）」が多いという結果であった。

3. いじめ加害の際の周囲および自身の認識

(1) いじめ加害の際の認識

自分がいじめ加害をした際に、周囲の人々（いじめに直接関わっていない人々）がそのいじめをどのように考えていると思っていたか、また自分自身がどのように考えていたかについて回答結果を示した(Table 6)。いじめ加害をした本人の認識としては、「相手にもいじめられる原因がある（8名）」、「いじめを行う空気に逆らわないほうが良い（7名）」、「その他（7名）」の回答が多く、周囲の人々のとらえかたの認識としても「相手にもいじめられる原因がある（12名）」、「いじめを行う空気に逆らわないほうが良い（9名）」の順に回答が多いという結果であった。

Table 6. いじめ加害経験者における周囲の態度および自分の認識 (n=25) (複数回答可)

項目	周囲の態度の認識 (当時周認識)		いじめに加わった理由 (当時の認識)	
	人数	(%)	人数	(%)
いじめを止めることは正しい	2	8.00	-	-
いじめを止めると、止めた人が得をする	0	0.00	-	-
いじめられている人がかわいそう	3	12.00	-	-
いじめを行わない空気に逆らわないほうが良い	0	0.00	-	-
いじめを行う空気に逆らわないほうが良い	9	36.00	7	28.00
いじめることには大義名分があり、正当化される	1	4.00	1	4.00
いじめは正しいことではないが、メリットもあり、必要悪である	2	8.00	4	16.00
いじめではなく別の行為(ケンカ、いじり、ふざけ合いなど)である	5	20.00	5	20.00
自分は主体的にいじめに加担しているわけではなく、いじめを行っている人に責任がある	0	0.00	0	0.00
自分は(見ているだけで/少しふざけただけで)そのことがいじめにつながっているとは思っていない	4	16.00	5	20.00
相手はそんなに嫌がっていない(または楽しんでいる)	2	8.00	0	0.00
相手にもいじめられる原因がある	12	48.00	8	32.00
相手は最低の人間でいじめられて当然だ	0	0.00	0	0.00
その他	1	4.00	7	28.00

(2) 加害の際の他者の賛否および自己の善悪の判断

加害経験者が認識した、自分のとった行動(加害行為)に対する他者の賛否と自己の善悪の判断について Table 7 に示した。

Table 7. 加害の際に感じた他者の賛否および自己の善悪の判断

他者の賛否(人数)	自己の善悪の判断(人数)			合計
	良いことだと 思っていた	良いか悪いかは 分からなかった	悪いことだと 思っていた	
分からなかった	0	10	1	11
ほとんどが反対していると感じていた	0	0	1	1
賛成の人も、反対の人もいると感じていた	0	2	4	6
ほとんどが賛成していると感じていた	0	5	1	6
合計	0	17	7	24

他者の賛否の感じ方については、「いじめに直接かかわっていない人たちのことは分からなかった(11名)」が最も多く、自分の加害行為の善悪の判断についてはそのうち10名が「良いか悪いかは分からなかった」と回答するという結果であった。「ほとんどが賛成していると感じていた(6名)」を選択した場合も、自身の善悪の判断としては「悪いことだと思っていた(1名)」よりも「良いか悪いかは分からなかった(5名)」の回答が多く選択されていた。「賛成の人も反対の人もいると感じていた(6名)」を選択した場合は、いじめ加害に対する自分の善悪の判断としても「良いか悪いかは分からなかった(2名)」よりも「悪いことだと思っていた(4

名)」が多いという結果になった。1名のみ「ほとんど反対していると感じていた」を選択し、自分の判断としても「悪いことだと思っていた」と回答した。また1名は無回答であった。加害経験者全体における自身の加害行為の善悪の判断については、「良いか悪いか分からなかった」という回答が24名中17名で、残りの7名は「悪いことだと思っていた」と回答した。

4. 各経験者の傾向性と今後の課題

(1) 各経験者の傾向性

今回は得られたデータ数が十分とは言えず、一般化には注意を要するが、各経験者の傾向性について以下に考察する。

仲裁経験者は、自分の行為の善悪の判断について、「良いことだと思っていた」という回答が11名中7名であった。傍観経験者では44名中1名、加害経験者では25名中0名であることと比較すると、仲裁経験者の一定数は自分の行為の正当性を感じながら行動しているととらえることができる。仲裁行為については、周囲は賛成多数ではないと感じていたことを示す回答も見受けられ、周囲の雰囲気にもまれることなく、自分の信念に基づいて行動するケースのあることが示された。その一方で、周囲が仲裁に対して賛成多数であると認識し、自身も良いことだと思って仲裁したという回答もあるため、仲裁経験者において社会的文脈の影響が無いとは言いきれない。しかしながら、仲裁経験者全体のいじめを仲裁した理由に目を向けると、個人の主体的な判断を示す項目（「いじめを止めることは正しい」や「いじめられている人がかわいそう」）が最も多かったことから、他者からは自立した自身の判断で仲裁に至るといった傾向性が認められたと言えるだろう。

傍観経験者では、自分の行為の善悪の判断について、「良いことだと思っていた」という回答は44名中1名であり、その他の全員が「良いか悪いか分からなかった」もしくは「悪いことだと思っていた」と回答している。傍観行為については、周囲が傍観について賛成多数であると感じる場合のみ、「悪いと感じていた」という回答が少ないため、周囲の賛成を得たと感じることで傍観行為についての罪悪感が薄まる可能性が示されたと考えられる。また、傍観経験者が仲裁をしなかった理由として、個人の主体的な判断を回避する項目（「いじめを行う空気に逆らわないほうが良い」や「自分は主体的にいじめに加担しているわけではなく、いじめを行っている人に責任がある」）が多く挙げられたことから、傍観経験者は、個人の判断および行動が個人のとらえる社会的文脈から影響を受けている可能性が示されたと言えるだろう。

加害経験者は、加害行為についての自分の善悪の判断として「良いことだと思っていた」の選択は0名であったが、加害行為について反対多数の空気感を感じたという回答は24名中1名のみであった。いじめが実際に起きており、その集団に所属する各々が客観的にそのいじめ行為を認識できる場合は、一定程度がいじめに対する反対の態度を示すと考えることが自然であろう。しかしながら今回の加害経験者においては、反対多数の空気感を感じたという回答が

少なかったことから、いじめ加害者が集団の雰囲気を感じ取る時点で自分の都合の良い解釈(反対を示す人の数を実際よりも少なく見積もる, 賛成を示す人の数を多く見積もるなど)を行っている可能性や, 集団に何らかの歪みがあり, 反対の態度を示す人が多くないという可能性があると考えられる。また, 周囲の雰囲気として, 多少なりともいじめ行為に「反対」を感じる場合は, 自身も罪悪感をより強く感じる判断になるという傾向性が示されており, 加害経験者においても, 個人の判断や行動が周囲の情勢認識の影響を受けている可能性が示されたと言えるだろう。

(2) 考察

本研究における調査項目を踏まえて, moral disengagement の心理-社会的プロセスに関わる要素を(A)自己の善悪の判断(自分はその行為を善ととらえるか悪ととらえるか)および(B)他者の賛否についての解釈(他者は自分の行為に賛成すると思うか), そして(C)善悪の根拠に関する自己の判断(なぜ自分はその行為を善または悪と考えるのか)および(D)善悪の根拠に関する他者の判断についての解釈(なぜ他者はその行為を善または悪と考えると思うか)という4つに分けるとすれば, ここまでは主に(A)(B)間の関連について検討した。

仲裁経験者はいじめが行われている状況において道徳的にとるべき行動を実行することができたという意味で moral disengagement が生じていない集団であると考えることができる。その特徴として(B)他者の賛否についての解釈(他者は自分の行為に賛成すると思うか)に影響を受けながらも, そうした影響からは相対的に自由に(A)自己の善悪の判断(自分はその行為を善ととらえるか悪ととらえるか)を下すことができていた点を挙げることもできた。

傍観経験者はいじめを仲裁する行動をとることができなかったという意味において moral disengagement が生じていた集団であると考えることができる。その特徴として加害行為のように明確に悪いと定義することが難しい傍観行為について, (B)他者の賛否についての解釈(他者は自分の行為に賛成すると思うか)も, (A)自己の善悪の判断(自分はその行為を善ととらえるか悪ととらえるか)も, 曖昧に見積もる傾向が見られた。また, 傍観について周囲の賛成を得たと感じることによって傍観行為についての罪悪感が薄まる傾向が見られたため, 善悪の判断が難しい中であっても, 個人としての道徳的判断と集団内の他者の道徳的判断に対する捉え方が一致, または類似するという本研究の仮説を支持する結果になったと言える。

加害経験者はいじめ行為を実行したという点において, moral disengagement が生じていた集団と捉えることができるが, 明確に悪いと定義できる行為を行っているにもかかわらず, 反対多数の空気感を感じたという回答が少なかった。この事実の解釈として, いじめ加害者が(B)他者の賛否についての解釈(他者は自分の行為に賛成すると思うか)に関して, 自分の都合の良いように捉えていた可能性がある(反対を示す人の数を実際よりも少なく見積もる, 賛成を示す人の数を多く見積もるなど)。他方で, 集団に何らかの歪みがあり, 反対の態度を示す人

が実際に多くなかったという可能性が考えられるが、いずれの場合も個人としての道徳的判断と集団内の他者の道徳的判断に対する捉え方が一致、または類似するという本研究の仮説を支持する結果であったと言える。

他方、(C)、(D)を含めた相互関係の詳細分析や、統計的な検証には至らなかった。今回は、調査協力者にとっての回答のしやすさや負担の少なさに配慮をした上で、いじめ場面で人が自身や集団をどのように捉えているかについて明らかにするという探索的な側面のある調査であった。そうした背景から、周囲のいじめのとらえ方の認識や自分の行動（仲裁・傍観・加害）に至った理由に関する質問項目で複数選択可という回答方式をとったため、項目間の関連について統計的な分析が困難であったことが要因として挙げられる。

IV. 結果および考察 2（個別事例より）

結果および考察 2 では、個人の道徳的判断のプロセス（A,B のみならず C,D を含んだプロセス）について、仲裁経験者、傍観経験者、加害経験者から個別の事例を抽出し、考察を試みることとした。

ここでは、(a)自分の行った行為（仲裁行為・傍観行為・加害行為に対する周囲の様子、(b)周囲がいじめをどのように考えていたと思うか、(c)いじめていた人（加害経験者の場合は、自分以外の加害者）がどのように考えていたと思うか、(d)自分の行った行為に対する自身の善悪の判断、(e)自分がその行為に至った理由、(f)いじめ防止に一番必要なこと、(g)いじめ仲裁に一番必要なことの 7 項目について、それぞれの回答事例の特徴を考察する。

1. 仲裁経験者の回答

仲裁経験者の回答の一例として、1 名（対象者 α とする）を抽出し、7 項目における回答を Table 8 に示す。なお、α は加害経験者ではない。

Table 8. 仲裁経験者の回答例

質問項目	回答例（対象者 α）
(a) いじめの仲裁に対する他者の賛否	・賛成の人も、反対の人もいると感じていた
(b) いじめに直接関わっていない周囲の考え(複数選択可)	・いじめを行う空気に逆らわないほうが良い ・相手にもいじめられる原因がある
(c) いじめていた人の考え(複数選択可)	・いじめではなく別の行為（ケンカ、いじり、ふざけ合いなど）である ・相手にもいじめられる原因がある
(d) 自分の行った仲裁行為の善悪	・自分は良いことだと思っていた
(e) 自分が仲裁した理由(複数選択可)	・いじめを止めることが正しいことだと思ったから ・いじめられている人がかわいそうだと思ったから
(f) いじめ防止に一番必要なもの・こと(自由記述)	いじめを許容する雰囲気を作らないこと
(g) いじめ仲裁に一番必要なもの・こと(自由記述)	いじめの雰囲気に流されず、やりすぎだと思ふようなことはやりすぎと口に出せる勇氣

・対象者 α

α は、いじめに直接関わっていない周囲の人の考えとして、「いじめを行うという空気感に逆らわないほうが良い」、「相手にもいじめられる原因がある」を挙げ、いじめていた人の考えとして「いじめではなく別の行為である」、「相手にもいじめられる原因がある」を挙げており、集団の中にいじめを咎めない空気感やいじめの存在を否定する考え方があったこと、集団全体として被害者側にいじめを招く原因があると考えたきらいがあったととらえていることが読み取れる。しかしながら、 α 自身は、いじめを止めることが正しい、いじめられている人がかわいそうだと考えて仲裁行動に至っている。周囲から賛否があることは感じながら自身の正しさを確信して仲裁していることから、周囲の状況は認識しつつも、それらに迎合することなく自身の考えに従って仲裁を行ったと言えるだろう。

自由記述においては、いじめ防止に一番必要なこととして「いじめを許容する雰囲気を作らないこと」と回答しており、集団の雰囲気がいじめ生起において重要な要因であるとして示された。その一方で、いじめ仲裁に必要なこととしては、「いじめの雰囲気に流されず、やりすぎだと思ふようなことはやりすぎと口に出せる勇気」という回答がなされ、生起したいじめについては、集団の雰囲気に関わらず、自身の道徳的判断を貫くことを重要視していることが読み取れる。実際に α が仲裁に至った際に α が認識していた周囲の状況と自身の判断および行動と重なる部分があると言えるだろう。

2. 傍観経験者の回答

傍観経験者の回答の一例として、1名（対象者 β とする）の回答を Table 9 に示す。なお、 β は加害経験者ではない。

Table 9. 傍観経験者の回答例

質問項目	回答例 (対象者 β)
(a) いじめの傍観に対する他者の賛否	・賛成の人も、反対の人もいると感じていた
(b) いじめに直接関わっていない周囲の考え (複数選択可)	・いじめられている人がかわいそう ・自分は見ているだけで、そのことがいじめにつながっているとは思っていない
(c) いじめていた人の考え (複数選択可)	・いじめることには大義名分があり、正当化される ・自分は少しふざけただけで、そのことがいじめにつながっているとは思っていない
(d) 自分の行った傍観行為の善悪	・自分は悪いことだと思っていた
(e) 自分が傍観した理由 (複数選択可)	・いじめを行う空気に逆らわないほうが良いと思っていたから
(f) いじめ防止に一番必要なもの・こと (自由記述)	相手を思いやる気持ちを持つこと
(g) いじめ仲裁に一番必要なもの・こと (自由記述)	いじめはしてはいけないことであり、見ているだけであることいじめであると認識して止める勇気。仲裁しても仲裁した人はいじめられないという確約。

・対象者 β

β は、いじめに関わっていない周囲の考えとして、「自分は見ているだけで、そのことがいじめにつながっているとは思っていない」「いじめられている人がかわいそう」を挙げ、いじめていた人の考えとしては「いじめることには大義名分があり、正当化される」や「自分は少しふざけただけで、そのことがいじめにつながっているとは思っていない」を挙げており、集団の中に、被害者への同情やいじめを正当化する考えがあったことや、集団全体としては、いじめの「責任の置き換え」や「責任の拡散」の考え方があったととらえていることが読み取れる。 β 自身については傍観行為について「悪いことだと思っていた」が「いじめを行う空気に逆らわないほうが良いと思っていたから」（傍観をした）と回答しており、周囲の雰囲気や踏まえて、自身の行動を決定したことが示されていると言えるだろう。傍観行為について、周囲には「賛成の人も反対の人もいると感じていた」にも関わらず傍観行為に至っているため、大きな反対を感じなかったことが傍観を後押ししているとも考えられる。

自由記述では、いじめ仲裁に必要なこととして「見ているだけでもいじめであると認識して止める勇気」や「仲裁した人はいじめられない確約」という回答が得られた。これらの回答からは、いじめ場面に居合わせた個人の要因に加えて、個人のとらえる周囲の環境や文脈の要因がその場の自身の行動（遭遇したいじめを仲裁するか傍観するかなど）を決定づける上で大きな影響力を持つ可能性が改めて示されたと言えるだろう。

3. 加害経験者の回答

加害経験者の回答の一例として、1名（対象者 γ とする）の回答例を Table 10 に示す。なお、 γ は傍観経験者でもある。（回答例の抽出にあたっては、加害経験のみの体験者の回答も検討したが、自由記述の有無などから γ を取り上げることとなった。個人の判断や行為は社会的文脈の影響を受けるとする本研究の立場において、 γ の加害経験は異なる社会的文脈を背景にもつ傍観経験から影響を受けるものではないと考える。）

Table 10. 加害経験者の回答例

質問項目	回答例 (対象者 γ)
(a)関わったいじめに対する他者の賛否	・賛成の人も、反対の人もいると感じていた
(b)いじめに直接関わっていない周囲の考え(複数選択可)	・いじめを行う空気に逆らわないほうが良い、 ・いじめではなく別の行為（ケンカ、いじり、ふざけ合いなど）である
(c)自分以外のいじめていた人の考え(複数選択可)	・いじめを行う空気に逆らわないほうが良い ・相手にもいじめられる原因がある
(d)自分が関わったいじめ行為の善悪	・自分は悪いことだと思っていた
(e)自分がいじめに関わった理由(複数選択可)	・いじめを行う空気に逆らわないほうが良いと思っていたから ・自分は少しふざけただけで、そのことがいじめにつながっているとは思っていないから
(f)いじめ防止に一番必要なもの・こと(自由記述)	ただ1つのことが正しいと決めつけるような考え方をやめること。
(g)いじめ仲裁に一番必要なもの・こと(自由記述)	いじめが自分に向くかもしれないことを恐れない勇気。

・対象者 γ

γ は、γ が行った加害行為に対して「賛成の人も、反対の人もいると感じていた」と回答しており、いじめに直接関わっていない周囲の考えとしては「いじめを行う空気に逆らわないほうが良い」「いじめではなく別の行為である」を挙げ、自分以外の加害者の考えとしては「いじめを行う空気に逆らわないほうが良い」「相手にもいじめられる原因がある」を挙げている。γ 自身は「悪いことだと思っていた」が、それにも関わらずいじめに関わった理由として挙げられたのは、「いじめを行う空気に逆らわないほうが良いと思ったから」と、「少しふざけただけで、そのことがいじめにつながっているとは考えていなかったから」であった。γ の認識では、γ 以外のいじめ加害者も、それ以外の人も「いじめを行う空気に逆らわないほうが良い」という考えであったことから、γ 自身は集団全体にいじめを行うという空気が明確にあったと感じているととらえることができるだろう。また、自分は周囲の考えに同調しただけであると認識し、さらに関わったいじめについても責任の拡散をすることで、自身の責任を回避したいという意図が汲み取れる。正しいことだと思っていないにも関わらず、他の加害者と同様の認識でいじめ加害に加わるその背景には、周囲からの圧力に迎合し認知を変容させると共に、正しくありたいと思う加害者自身がいじめ行為について正当化を図るという *moral disengagement* のメカニズムが働いている可能性があると言えるだろう。

自由記述においては、いじめ防止に必要なこととして「ただ1つのことが正しいと決めつけるような考え方をやめること」と回答しており、いじめの発生時における善悪の判断の偏りや歪みの可能性について、自身の経験に基づいて指摘していると解釈することができるだろう。

V. 総合考察

本研究はバンデュエラの *moral disengagement* 理論を枠組みとした質問紙調査により、いじめを引き起こす心理-社会的プロセスを回顧的に再構成し、分析することを目指した。本研究において分析の焦点とする *moral disengagement* の心理-社会的プロセスは、いじめにかかわる個人としての道徳的判断が社会的文脈としての集団内の他者の道徳的判断についての当該個人の捉え方に何らかの影響を受ける過程として定義した。

「III.結果および考察1」においては、質問紙調査に基づき、道徳的判断の心理-社会的プロセスを構成する(A)自己の善悪の判断(自分はその行為を善ととらえるか悪ととらえるか)、(B)他者の賛否についての解釈(他者は自分の行為に賛成すると思うか)、(C)善悪の根拠に関する自己の判断(なぜ自分はその行為を善または悪と考えるのか)、(D)善悪の根拠に関する他者の判断についての解釈(なぜ他者はその行為を善または悪と考えると思うか)の内、(A)と(B)の間の関係性について考察することができた。その結果、傍観経験者と加害経験者においては個人としての道徳的判断と集団内の他者の道徳的判断に対する捉え方が一致、または類似した。仲裁経験者は他者の道徳的判断に対する捉え方からは相対的に自立した形で個人としての道徳

的判断を行っていた。この結果は傍観経験者と加害経験者においては同調のメカニズムによって **moral disengagement** が生じ、仲裁経験者においては **moral disengagement** が生じないとした本研究の仮説を概ね支持するものであった。

他方、本研究においては、(A)と(B)の関係性については考察できたものの、(C)と(D)も含めた **moral disengagement** のプロセスについて、統計的な傾向性を踏まえた考察ができなかった。周囲のいじめのとりえ方の認識や自分の行動（仲裁・傍観・加害）に至った理由について、それぞれ選択肢を設定し、その中からあてはまるものを複数選択できるという方法をとったために、項目間の対応を検討することが困難であったことが原因として挙げられる。統計的な傾向性を見出すことが困難であったことから、本研究においては「IV.結果および考察2（個別事例より）」において、仲裁経験者、傍観経験者、加害経験者の中から対象者の事例を抽出し、個別の事例として(A)、(B)、(C)、(D)の間の関係性を考察するに留まった。

今後は、個人の道徳的判断と他者の判断の捉え方の比較や関連の検討を視野に入れ、各条件において同じ項目を用いて、それぞれに当てはまる度合いの評価を求めるなどの工夫も必要であろう。今回の回答方法の場合、調査協力者は当時を想起し、それぞれの項目について「あてはまる」か「あてはまらない」かを考え、当てはまる選択肢のみを選ぶことを求められた。しかし、いじめが生起する文脈の中で様々な判断が生じている可能性を考えると、**moral-disengagement** の各項目においても、単に「あてはまる」「あてはまらない」の二択ではなく、強弱の段階を想定して全ての項目について回答を求めることが適切であったと考えられる。このことにより、(A)、(B)、(C)、(D)の相互関係についてもより詳細な検討が可能になると考えられる。回答方法や分析方法の検討の改善については、今後の課題である。

＜註＞

¹ **Moral disengagement** の訳語として、先行研究では「道徳不活性化」が用いられている(吉澤 他, 2015)。後述のように、この概念は行為から道徳性や自らの責任を切り離すことで良心の呵責を感じずに済ませることを意味するが、「不活性化」という言葉はこうした含意を十分に伝えるものではない上に **disengagement** という英語からも隔たりがある。著者らは「道徳的判断の麻痺」と訳すのがこの概念のニュアンスを最もよく伝えると考えたが、やはり **disengagement** という英語との隔たりは残る。そのため、本稿ではこの概念をあえて訳さずにそのまま表記することとした。

² ただし、本研究とシャエファーとボウメスターの研究ではプロセスとしての **moral disengagement** の理解の仕方に違いがあることを指摘しておきたい。シャエファーとボウメスターは **moral disengagement** を心理内的な推論のプロセスと定義するが、本研究において **moral disengagement** は社会的文脈に埋め込まれた心理-社会的プロセスである。

＜引用文献＞

Bandura, A. (1991). Social cognitive theory of moral thought and action. In *Handbook of Moral Behavior and Development Volume1: Theory*. Hillsdale, NJ: Erlbaum, pp.45-103.

- Bandura, A. (2001). Social cognitive theory: An agentic perspective. *Annual Review of Psychology*, 52, pp.1-26.
- Bandura, A. (2002). Selective moral disengagement in the exercise of moral agency. *Journal of Moral Education*, 31, pp.101-119.
- Bandura, A. (2016). *Moral Disengagement: How People Do Harm and Live with Themselves*. New York: Worth Publishers.
- Antelo, F.I., & Gordillo, C.I. (2019). Moral disengagement as an explanatory factor of the polyvictimization of bullying and cyberbullying. *International Journal of Environmental Research and Public Health*, 16(13), pp.1-13.
- Gini, G., Pozzoli, T. & Bussey, K. (2014). The role of individual and collective moral disengagement in peer aggression and bystanding: A multilevel analysis. *Journal of Abnormal Child Psychology*, 43(3), pp.441-452.
- Hymel, S., Schonert-reichi, K.A., Bonanno, R.A., Vaillancourt, T., Henderson, R. (2010). Bullying and morality. In *Handbook of Bullying in Schools: An International Perspective*. New York: Routledge, pp.101-118
- 正高信男. (1998). いじめを許す心理. 岩波書店.
- ミルグラム, S. (2012). 服従の心理. 山形浩生 訳, 河出文庫.
- Moore, C. (2015). Moral disengagement. *Current Opinion in Psychology*, 6, pp.199-204.
- 森田洋司. (2010). いじめとは何か: 教室の問題, 社会の問題. 中公新書.
- Oberman, M.-L. (2011). Moral disengagement among bystanders to school bullying. *Journal of School Violence*, 10, pp.239-257.
- 荻上チキ. (2018). いじめを生む教室-子どもを守るために知っておきたいデータと知識-. PHP 新書.
- Salmivalli, C., Lagerspetz, K., Björkqvist, K., österman, K., & Kaukiainen, A. (1996). Bullying as a group process: Participant roles and their relations to social status within the group. *Aggressive Behavior*, 22, pp.1-15.
- Salmivalli, C., Voeten, M., & Poskiparta, E. (2011). Bystanders matter: Associations between reinforcing, defending, and the frequency of bullying behavior in classrooms. *Journal of Clinical Child & Adolescent Psychology*, 40(5), pp.668-676.
- Schaefer, U., & Bouwmeester, O. (2020). Reconceptualizing moral disengagement as a process: Transcending overly liberal and overly conservative practice in the field. *Journal of Business Ethics*, pp.1-19.
- Sutton, J., & Smith, P.K. (1999). Bullying as a group process: An adaptation of the participant role approach. *Aggressive Behavior*, 25, p.97-111.
- Stuart, W.T., Peter, F., & Frank, C.S. (2010). The etiological cast to the role of the bystander in the social architecture of bullying and violence in schools and communities. In *Handbook of Bullying in Schools: An International Perspective*. New York: Routledge, pp.73-86.
- 吉澤寛之・大西彩子・ジニ,G・吉田俊和 (2015). 歪んだ認知が生み出す反社会的行動 - その予防と改善の可能性 -. 北大路書房.
- ジンバルドー, P. (2015). ルシファー・エフェクト - ふつうの人が悪魔に変わるとき -. 鬼澤忍・中山宥 訳, 海と月社.